

第 1 回

姫路市新美化センター整備推進委員会

令和 6 年 8 月 16 日(金)

第 3 会議室 15 : 30 ~

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 整備推進委員会について

4 議事

（１）報告

- ・新美化センターの概要等について

（２）意見交換

- ・地域からの要望事項等について

5 閉会

4 - (1) _1 事業スケジュールについて

想定スケジュール（R6.7現在）

		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
基本計画策定											
土壌汚染対策調査											
解体工事	発注準備										
	発注～入札										
	設計施工										
生活環境影響調査											
施設整備	発注準備										
	発注～入札										
	設計施工										

ア 整備事業

- | | | |
|---------------|---------------|--------------------------|
| ・基本計画策定業務委託 | 委託期間：令和7年8月まで | |
| ・地歴調査業務委託 | 委託期間：令和6年9月まで | ・土壌汚染調査業務委託 令和6年10月～（予定） |
| ・解体工事発注支援業務委託 | 委託期間：令和7年2月まで | |

イ 基本計画検討委員会

第1回検討委員会：令和6年7月29日

- ・委員委嘱、諮問、基本計画（案）審議、部会の設置

第1回技術専門部会：令和6年8月1日

- ・基本計画（案）審議、メーカーヒアリング（案）

第2回検討委員会：令和6年8月末（予定）

- ・現地視察（旧南部美化センター、ほか）

ウ 地域連絡調整会議

構成員：津田地区、英賀保地区、飾磨橋西地区、飾磨橋東地区連合自治会の代表及び各代表の推薦する者

第1回：令和6年8月10日

- ・付帯施設、地域活性化施策、地域環境対策について

第2回：令和6年9月14日（予定）

エ 局内連絡調整会議

第1回：令和6年2月1日

第2回：令和6年3月27日

第3回：令和6年5月27日

第4回：令和6年7月22日

4 - (1) _3 新美化センターの概要（案）について

<新美化センターの概要（案）>

項目	概要	参考	項目	概要	参考
処理対象物	可燃ごみ	（下記参照）	用途地域	工業専用地域	
処理能力	150～250 t / 日 （基本計画で決定）	市川美化センター：330 t エコパークあぼし：402 t	容積率	200%以下	
処理方式	（基本計画で決定）	市川美化センター：ストーカ式 エコパークあぼし： シャフト炉式ガス化溶融炉	建ぺい率	60%以下	
敷地面積	36,877㎡	市川美化センター：16,200㎡ エコパークあぼし：約15万㎡	稼働年度	令和14年度（予定）	

<新美化センター処理対象物（案）>

	エコパークあぼし	市川美化センター	新美化センター
可燃ごみ	○	○	○
資源物	○	×	×
粗大ごみ	○	×	×

○新美化センターには、粗大ごみや大型ごみを破砕する設備を設置しない

（今後の計画や事業者からの提案により5 t / 日未満の破砕設備を設置する可能性はあり）

○新美化センター敷地には、リサイクル（再資源化）施設を設置しない

事業者名	参加／ 不参加	推奨ごみ処理方式			施設規模	工期
		第一推奨	第二推奨	第三推奨		
メーカーアンケートの結果につき非公表						

※ ごみ処理方式の詳細については検討委員会資料参照

4 - (1) _5 事業スケジュールの見直しについて

			R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
基本計画策定	計画											
	実施											
土壌汚染対策調査	計画											
	実施											
解体工事	発注準備	計画										
		実施										
	発注～入札	計画										
		実施										
	設計施工	計画										
		実施										
生活環境影響調査	計画											
	変更											
	実施											
施設整備	発注準備	計画										
		変更										
		実施										
	発注～入札	計画										
		変更										
		実施										
	設計施工	計画										
		変更										
		実施										

○循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（令和6年3月29日環境省通知）

交付対象となる一般廃棄物焼却施設の整備規模の算定について、**令和10年度以降に新たに着工する事業から**下記のとおり取り扱う

・施設規模について

→ <従前> 76.7%(年間停止日数85日)×調整稼働率0.96

(計画1人1日平均排出量(※1)×計画収集人口+計画直接搬入量) ÷ **実稼働率(79.5% = (365-年間停止日数75)/365)**

※1 計画1人1日平均排出量・・・**一定の考え方に基づき上限値を設定する**

(生活系ごみ処理有料化を実施済又実施予定の場合は、この限りではない。)

○一般廃棄物焼却施設の整備に際し単位処理能力当たりの交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)の設定による施設規模の適正化について（令和6年3月29日環境省通知）

・建設トン単価上限値の設定について

施設規模ごとの一般廃棄物焼却施設における交付対象経費上限額

施設規模	交付対象経費上限額	施設規模	交付対象経費上限額
100t/日以上 150t/日未満	1 0 7 百万円/ (t/日)	200t/日以上 250t/日未満	8 8 百万円/ (t/日)
150t/日以上 200t/日未満	9 5 百万円/ (t/日)	250t/日以上 300t/日未満	8 2 百万円/ (t/日)

基本計画

○計画ごみ処理量

可燃ごみ	1 3 2, 9 3 5 t	ごみ排出量R14目標値
災害ごみ	1 5 9 t	
プラ複合	2, 2 9 0 t	
破碎残渣	7, 8 6 7 t	
合 計	1 4 3, 2 5 1 t	
製品プラ回収量	1, 0 3 2 t	
計画ごみ処理量	1 4 2, 2 1 9 t	
エコパーク処理量	9 4, 2 9 0 t	H29~R3平均搬入量
新美化センター処理量	4 7, 9 2 9 t	

○施設規模（仮）

計画年間日平均処理量	131.5t/日（= 48,000/365）
施設規模	131.5/ 実稼働率 × 1. 1（災害廃棄物）
	= 1 8 0 ~ 1 9 7 t/日
	（メーカーアンケートによる）

基本構想（R5.3策定）

○計画ごみ処理量

可燃ごみ	1 3 9, 5 8 2 t	焼却等処理量R14目標値 (132,935 × 1.05)
災害ごみ		
プラ複合	2, 2 9 0 t	
破碎残渣	7, 8 6 7 t	
合 計	1 4 9, 7 3 8 t	
災害廃棄物処理量	2 2, 4 6 0 t	(1 4 9, 7 3 8 × 1 5 %)
計画ごみ処理量	1 7 2, 1 9 8 t	
エコパーク処理量	1 0 0, 1 0 2 t	H29~R3平均処理量
新美化センター処理量	7 2, 0 9 6 t	

○施設規模

計画年間日平均処理量	197.5t/日（= 72,096/365）
実稼働率	76.7%（= (365 - 年間停止日数(85)) / 365
調整稼働率	0.96（故障・一次停止・能力低下による係数）
施設規模	計画年間日平均処理量 ÷ 実稼働率 ÷ 調整稼働率
	= 197.5 / 76.7% / 0.96
	= 2 6 8 t/日

4 - (1) _8 環境基準（自主基準）について

・排ガス

項目	ばいじん (g/N m ³)	塩化水素 (ppm)	硫黄酸化物 (ppm)	窒素酸化物 (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/N m ³)	水銀(μg/N m ³)
排出基準	0.04	430	(※1)	250	30	0.1	30
エコパークあぼし (自主基準値)	0.01	10	10	50	30	0.05	—
新美化センター（案）	0.01	10	10	50	30	0.05	30

※1 硫黄酸化物の排出基準は、地域や排出口（煙突）の高さなどにより異なる

・騒音

項目	法基準	自主基準
エコパークあぼし	第4種区域	第4種区域
新美化センター（案）	規制なし	第4種区域

・振動

項目	法基準	自主基準
エコパークあぼし	第2種区域	第2種区域
新美化センター（案）	規制なし	第2種区域

・悪臭

項目	法基準	自主基準
エコパークあぼし	順応地域	一般地域
新美化センター（案）	順応地域	一般地域

○第 12 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和 3 年 7 月 2 日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（令和 3 年 9 月 30 日環境省通知）

第 3 地下工作物の取扱い

次に掲げる①から④までの全ての条件を満たすとともに、「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン（一般社団法人日本建設業連合会2020年3月）3.2.3 存置する場合の留意事項」に基づく対応が行われる場合は、関連事業者及び土地所有者の意思に基づいて地下工作物を存置して差し支えない。

- ①存置することで生活環境保全上の支障が生ずるおそれがない。
- ②対象物は「既存杭」「既存地下躯体」「山留め壁等」のいずれかである。
- ③地下工作物を本設又は仮設で利用する、地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するために存置するものであって、老朽化を主な理由とするものではない。
- ④関連事業者及び土地所有者は、存置に関する記録を残し、存置した地下工作物を適切に管理するとともに土地売却時には売却先に記録を開示し引き渡す。

○「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」3.2.3 存置する場合の留意事項（抜粋）

（1）全般的な留意事項

- ・既存地下工作物を存置する場合においても、石綿含有建材やP C B使用機器などの有害物はもちろんのこと、それ以外の内装材や設備機器などは全て撤去すべきものである。存置の対象となるのは、コンクリート構造体等の有害物を含まない安定した性状のものに限られる。
- ・存置に関する関係者間での打ち合わせ等のやり取りを記録として残すことで、意思決定の過程を明確にする。
- ・存置する場合は、対象物の図面や記録等を作成し、設計図書とともに発注者及び土地所有者が保存することが必要である。
- ・発注者及び土地所有者は、設計者又は施工会社より提出された記録を、存置物を撤去するまでの期間保持することが必要である。また、存置物の存在は土地売買契約時の重要事項であることから、土地所有者は土地売却時には相手方に説明するとともに、図面等の記録を引き渡す。

（2）工学的な留意事項

- ・設備ピットなどの地下空間については、将来の崩落の可能性や溜まり水の腐食など、生活環境保全上の支障となるおそれがある場合は、その空間を充填したり躯体に水抜き穴を設けたりするなどの対処を検討する。
- ・存置した既存地下工作物の近くに新規の杭を打つ場合は、設計支持力が構造計算どおりの性能を示すよう、杭先端が既存地下工作物よりも深い深度となるよう配慮する。

4 - (2) _1 付帯施設・地域活性化施策・地域環境整備事業（案）について

○新美化センター付帯施設

余熱利用や敷地内緑化等を目的として、**新美化センター敷地内**で施設と一体で運用される施設

例：健康増進センター、グランドゴルフ場（エコパークあぼし）

・新美化センター関連整備事業

新美化センターの整備運営に必要となる搬入道路など**新美化センター整備と関連**して実施する事業

例：中川堤防道路（エコパークあぼし）

○地域活性化施策

新美化センターの整備を**受け入れた地区**に対し、地域課題の解決、環境改善、活性化に資する施設や施策

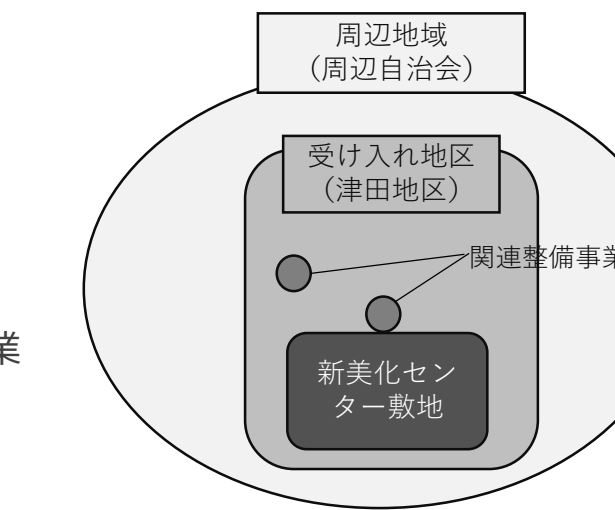
例：あぼしまち交流館（エコパークあぼし）、石倉峯相の里（石倉最終処分場）

○地域環境整備事業

交通量の増加など地域環境に一定の負荷が生じることとなる**周辺地域**に対し、助成の上乗せなどにより

地域課題の解消を目的として行う施策

例：場外車券発売施設周辺地域環境整備助成事業（時限的に周辺自治会への補助の上乗せ）



○飾磨地区行政懇談会

- ・新美化センター建設に伴う周辺道路の整備（津田地区）

【要望事項】

新美化センター建設予定地への進入路は、旧南部美化センターへの進入路として使われていた国道250号線今在家交差点の1ヶ所であり、現状でさえ慢性的な渋滞が発生している状況を鑑みると、少なくとも東西に2か所の進入路を確保して、車両の分散が必要と考えます。

将来的には、播磨臨海地域道路の建設と共有されることも考えられますが、播磨臨海地域道路建設による当地区の道路事情の慢性的渋滞の緩和は考えにくいものと認識しています。

関係局、関係団体の協力により要望の早期解決をお願いします。

○地域連絡調整会議

- ・地域環境整備事業（案）について、隣接連合自治会内での取り扱いは一律に扱ってほしい。
- ・進入路は、今在家交差点を南下する一本だけでは、受け入れられない。
- ・津田地区内の避難所の現状の受入人員は充足されていないように感じる。避難所機能が必要では。
- ・地域住民はばいじん被害に悩まされている。特に夜間に酷いように感じている。

4 - (2) _3 地域からの要望・意見等の検討スケジュール

＜検討スケジュール（案・14年度稼働開始に合わせる場合）＞

○新美化センター付帯施設（新美化センターと同時にオープンする場合）

- ・ 本体施設と一体で整備する場合：令和7年度初めまでに具体的な施設イメージが必要

⇒施設整備工事の要求水準書に反映する必要があるため

- ・ 本体施設と切り離して整備する場合：令和7年度初めまでに区域を決定

⇒施設整備工事の要求水準書に反映する必要があるため

令和9年度夏頃までに具体的な施設のイメージが必要

（令和10年度：基本設計、令和11年度：実施設計、令和12～13年度：施設整備）

○地域活性化施策

- ・ 令和8年度夏頃までに、事業計画（案）の策定が必要（事業期間：令和9年度～令和13年度までの5年間）

○地域環境整備事業

- ・ 令和13年度初めまでに、具体的な補助メニューを検討し、令和14年度（施設稼働時）から補助